

優れた新商品の普及に県が一役かいます！

福島県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度 (新商品購入随意契約に関する事業者認定制度)

認定を希望される事業者の方を募集します。

新しい独自の製品を生産する事業者の方を福島県知事が認定し、この新商品を県が入札によらないで随意契約で購入することができる制度を平成18年度よりスタートしました。

優れたものを作っているのに、販売実績が乏しいことによる信用不足などから、取引拡大に苦労されている中小企業の皆さまの販路開拓を支援します。

募集期間

平成24年 1月10日 火
~ 2月3日 金

認定のメリット

1

県で認定事業者の生産する新商品を購入するとき、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能になります。

ただし、認定自体が新商品の購入を確約するものではありません。

2

認定事業者とその新商品を県のホームページで公表するなど、県のメディアを通じたPR効果が期待できます。

応募方法

所定の申請書に関係書類を添えて、下記窓口まで郵送または持参して下さい。
募集要領・申請書は、福島県ホームページからダウンロードすることができます。

ダウンロード
URL

<http://www.pref.fukushima.jp/industry/biz/np/>

提出先・問い合わせ先

福島県商工労働部 産業創出課

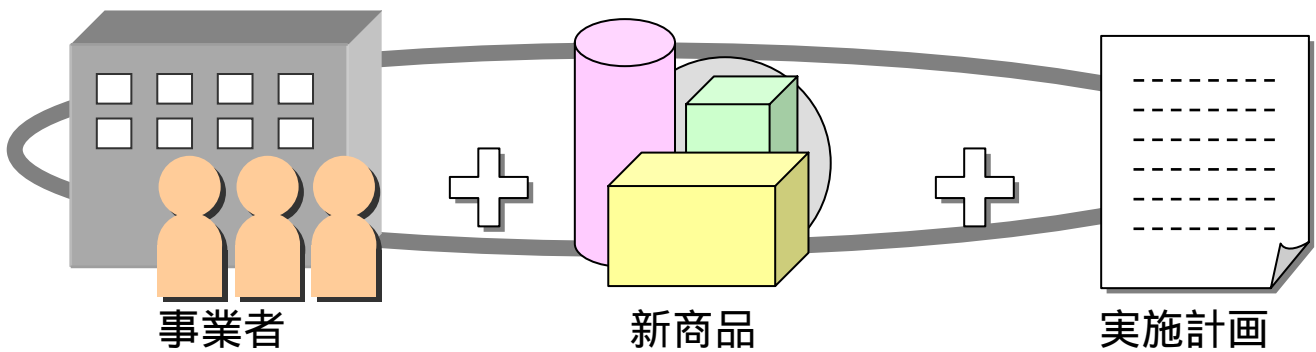
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (県庁西庁舎10階)

電話 024(521)7283 FAX: 024(521)7935

電子メール business@pref.fukushima.jp

対象となる事業者

新商品を生産することで新しい事業分野に進出する事業者の方です。



○ 中小企業者（個人・会社）
又は創業予定（会社設立予
定）の個人
県内に事業所（本社・支店・
営業所等）がある。
新商品の生産を行う者である。

○ 新規性・優位性がある。
企業活動や住民生活の役に
立つものである。
法令・規格に適合している。
物品として県機関の購入が
可能である。

○ 事業者にとって新しい分野
を開拓するものである。
生産体制、販売体制、メンテ
ナンス体制が整っている。

× 組合、NPO法人、任意グループ
構成員・構成企業が代表して
個人事業主・個別企業の名前
で申請することは可能です
販売代理店等、販売のみを
行う者

× 材料（素材）、分量、デザイン、価格
等を変えただけで、用途・機能・性能
が既存の製品と変わらないもの。
「医薬品」「農水産物」「加工食品」
業務委託等役務（サービス）
の提供であるもの。

× 模型、試作品のレベルで、認
定期間内（2年以内）に商品
化の具体的な計画がない。
すでに商品が一般的な流通
経路によって広く販売されて
いるもの。

認定のスケジュール

1 / 1 0 (火) ~ 2 / 3 (金)

募
集



県関係部局担当者等に
よる事前調査・審査
書面審査
事業者による発表
(プレゼンテーション)
必要に応じて

2月中旬～下旬

事前
審査



県関係課長等による審査
書面審査

3月上旬

認定
審査会



3月中旬

採
否
決
定
認
定



3月下旬～

公
表
等

このパンフレットは、概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず福島県ホームページなどで、「募集要領（福島県新商品生産による新事業分野開拓者制度認定制度募集要領）」及び「福島県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度実施要綱」等をご覧いただき、内容等をご確認の上、提出してください。

福島県商工労働部産業創出課 電話：024-521-7283

e-mail : business@pref.fukushima.jp URL : <http://www.pref.fukushima.jp/industry/>